川島病院・通所リハビリテーション事業所運営規程

（事業の目的）
第1条　医療法人　和光会が開設する川島病院（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）
第2条　指定通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能及び生活機能の維持回復・向上を図るものとする。
2　指定介護予防通所リハビリテーションの提供にあたっては、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）
第3条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
①　名称　　川島病院　通所リハビリテーション
②　所在地　　名古屋市守山区白山三丁目 501 番地

（職員の職種、員数及び職務の内容）
第4条　事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。
①　管理者　1名（常勤兼務、医師と兼務）
　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
②　従業者
　医師　1名（常勤兼務、管理者と兼務）
　理学療法士　4 名以上（常勤兼務）
　介護福祉士　1 名以上（常勤専従）
　　従業者は、指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる。

（営業日及び営業時間）
第5条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
①　営業日　月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日とする。
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。
②　営業時間　午前 8 時 30 分から午後5時 30 分までとする。
③　サービス提供時間　1単位目　午前 9 時 00 分から午前 10 時 05 分
　　2単位目　午前 10 時 10 分から午前 11 時 15 分
　　3単位目　午前 11 時 20 分から午後 0 時 25 分
　　4単位目　午後 4 時 00 分から午後 5 時 05 分
　　5単位目　午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分
　　6単位目　午後 2 時 40 分から午後 3 時 45 分

（通所リハビリテーションの利用定員）
第6条　指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。
①　1単位目　10名
②　2単位目　10名
③　3単位目　10名

④ 4単位目 10名
⑤ 5 単位目 10名
⑥ 6単位目 10名

（通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料等）
第7条 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

① 機能訓練
② 健康チェック
③ 送迎
④ 短期集中個別リハビリテーション（介護給付）
⑤ リハビリマネジメント（介護給付・介護予防）
⑥ 運動器機能向上（介護予防）
⑦ サービス提供体制強化加算（介護給付・介護予防）

川島病院通所リハビリテーション 利用料金表（要介護）

単位数×10.83※×自己負担割合＝自己負担額 （小数点以下切り上げ）
※地域単価…名古屋市の場合 10.83 円

加算等	介護度	単位	1 割負担	2 割負担	3 割負担
リハビリテーション費	要介護 1	369 単位/回	400 円	800 円	1,200 円
	要介護 2	398 単位/回	421 円	841 円	1,261 円
	要介護 3	429 単位/回	465 円	930 円	1,395 円
	要介護 4	458 単位/回	497 円	993 円	1,489 円
	要介護 5	491 単位/回	532 円	1,064 円	1,596 円
理学療法士等体制強化加算	要介護	30 単位/回	33 円	65 円	98 円
サービス提供体制強化加算Ⅲ		6 単位/回	7 円	13 円	20 円
リハビリテーションマネジメント加算ロ		593 単位※1 /月	643 円	1,285 円	1,927 円
		273 単位※2 /月	296 円	592 円	888 円
科学的介護推進体制加算		40 単位/月	44 円	87 円	131 円
事業所が送迎を行わない場合（片道）		▲47 単位/回	▲51 円	▲102 円	▲153 円
事業所が送迎を行わない場合（往復）		▲94 単位/回	▲102 円	▲204 円	▲306 円

※1 同意日の属する月から 6 月以内
※2 同意日の属する月から 6 月超

川島病院通所リハビリテーション　利用料金表（要支援）

利用料：総単位数×10.83※×自己負担割合＝自己負担額　（小数点以下切り上げ）

※地域単価…名古屋市の場合 10.83 円

【一月につき】

基本報酬・加算	介護度	単位	
リハビリテーション費	要支援 1	2268 単位/月	①
	要支援 2	4228 単位/月	②
サービス提供体制強化加算Ⅲ	要支援 1	24 単位/月	③
	要支援 2	48 単位/月	④
科学的介護推進体制加算	要支援 1・2	40 単位/月	⑤

＜要支援 1 の方＞

2332 単位(①＋③+⑤)×10.83×自己負担割合=　1 割負担　2,526 円
　2 割負担　5,052 円
　3 割負担　7,577 円

＜要支援 2 の方＞

4,316 単位(②＋④+⑤)×10.83×自己負担割合=　1 割負担　4,675 円
　2 割負担　9,349 円
　3 割負担　14,023 円

2　第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅まで次の額を徴収する。

① 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満　100円
② 実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上　200円

3　おむつ代は、実費を徴収する。

4　日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5　前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条　通常の事業の実施地域は、名古屋市（守山区・名東区・千種区）長久手市・尾張旭市・瀬戸市とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第9条　従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2　従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）
第10条　事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第 11 条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
② 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
③ 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）
第12条　事業所は、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
① 採用時研修　採用後3カ月以内
② 継続研修　年2回
2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
4　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人　和光会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則
この規程は、2019年4月1日から施行する。
この規程は、2019年7月1日から施行する。
この規定は、2020年12月1日から施行する。
この規程は、2022 年 2 月1日から施行する。
この規程は、2023 年5月24日から施行する。
この規程は、2024年4月1日から施行する。

以下、余白